

特定技能制度に基づく外国人介護従事者の受入れ支援事業実施要綱

令和6年2月28日5福祉高介第1164号

第1 実施目的

本事業は、平成31年4月に創設された在留資格「特定技能」に基づく外国人介護従事者（以下「特定技能外国人」という。）について、今後受け入れる東京都内の介護保険施設等（以下「受入施設」という。）の増加が見込まれるため、受入施設が特定技能外国人の介護福祉士資格の取得などキャリア形成を見据えた取組を行う場合に都が支援することにより、特定技能外国人の円滑な受入れ及び介護現場への定着を促進し、都民が必要とする介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

第3 実施方法

都は、次の要件を満たす法人に本事業の一部を委託して実施することができる。

- 1 介護保険サービス全般について、幅広い知識・情報を備えていること。
- 2 福祉保健医療を担う人材育成に関する豊富な知識・ノウハウを有していること。

第4 事業内容

都は、受入施設が、以下に掲げる1、2又は3の内容に要する経費を支給する場合に、支給に要する経費に対し、予算の範囲内で補助を行う。

- 1 受入施設における特定技能外国人の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）。ただし、特定技能外国人が提供するサービスの質をより高めるために行う学習とする。
- 2 介護分野の専門知識の学習（介護職員初任者研修課程、介護福祉士国家試験の模擬試験や介護技術講習会への参加等）。
- 3 上記1及び2を実施する上で必要と認めるもの。

第5 秘密の保持

この事業の実施主体及び受入施設の職員等は、事業遂行上知り得た個人情報について、当該業務以外に用いてはならない。

第6 その他

第1から第5に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。